〔11番　前川文博　登壇〕

○11番（前川文博）

議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回大きく４点質問をさせていただきます。１点目が、市税の課税誤りについて。２点目が、職員の働きやすい職場を目指して。３点目が、林道の修繕について。４点目が、通学路の安全確保についてお伺いいたします。

それでは１点目、市税の課税誤りについてお伺いいたします。中身は２つあります。１つ目が、今後の体制と作業ミスの防止について。２つ目は、公表の基準はどうなっているのか。

７月16日に住民税の課税誤りについての記者発表がありました。６月27日に市民からの問い合わせで市県民税の誤りが発覚したものです。８月23日には、この件について８月22日付の処分が公表され、担当者は同日付で依願退職したと報道されました。今回の課税誤りは、税務課の業務が多忙になる時期に国の減税に伴う作業が増加し、さらに係長が病気休暇となり、人員が不足していたことが原因と考えられています。

市県民税の未処理件数は173件、資料秘匿は143件の合計316件。影響する税額は増額が90件で1,088万7,000円、減額は60件の184万9,000円。影響しない件数は166件でした。増額となる部分を平均してみますと、１件当たり12万円の増額。それに伴い国民健康保険では保険料変更などの対象者は71件で、増額は42件624万3,000円、１件当たり９万円の増額。後期高齢者医療保険では保険料変更などの対象者が112件で、増額が24件232万4,000円、こちらは１件当たり９万円の増額。介護保険では保険料変更等の対象者は86件で、増額は15件45万9,000円、１件当たり３万円の増額となっております。市県民税と健康保険分、介護保険分で１件当たり平均24万円の増額という結構大きな金額です。減額については平均で10万円となっています。

８月26日には、この件に対する問い合わせが多いとの理由で、飛騨市のホームページにＱ＆Ａの形で問い合わせについての回答が掲載されております。

そこで１点目、今後の体制と作業ミスの防止について伺います。今回の税務課の課税ミスは、例年どおりの体制、主な担当１名と係長を含む補助者３名の担当係員合計４名で組織的に分担して作業を行っていましたが、日々の業務の遅れを取り戻す作業に追われ、本来期別に行う業務を１回で処理しようとして無理が出てきて、未処理や秘匿へとつながってしまったようです。税務は所得から税金を計算し徴収する部分であり、非常に風当たりがきつい部門でもあります。飛騨市の業務は多岐にわたります。ほかの部や課でも作業ミスは発生していると思います。今回は税務課でしたが、今後の作業ミス防止のため、また、税務課の立て直しと言っては言い過ぎになるかもしれませんが、どのような対策を考えて実行されているのかお答えください。

２点目、公表の基準はどうなっているのかということです。市県民税は件数も金額も大きなものとなっています。これまでにも課税ミスなどの案件があったのではないでしょうか。課税ミスはないにしても、取り扱いミスによる作業の間違いはいろいろあると思います。こういったときの公表する基準はどのようになっているのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長　谷尻孝之　登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

まず冒頭に、今回の税務課職員によります不適切な課税処理につきましては、多くの市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたこと心からお詫び申し上げます。また、課税業務のみならず市役所業務全体の信頼を損ねましたことにつきましては、全力を挙げてその信頼を回復すべく取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

それではご質問の１点目、具体的な取り組みにつきましてご説明申し上げます。

大きく２つの方針から申し上げます。まず１つ目の方針としましては、基本の徹底です。このことは今回の事案を検証しますと、その要因については何か特別なことではなく日常業務の積み重ねが重要だということになります。そのことを踏まえ、４つの改善策について具体的に申し上げます。

まず、１つ目は整理整頓です。このことは今回の書類の隠匿にもつながりますが、書類の管理や情報の管理を徹底することです。きれいな環境の中で業務をすることで思考も整理され、効率的な業務執行が期待されます。早速８月の新体制に入り、書庫の整理を２日間行うとともに、未処理の資料については場所を固定化するなど見える化を図っているところでございます。

次に、２つ目はスケジュールの管理です。税務課は年間のスケジュールがほぼ固定化されており、かつ、月次処理についても同様です。今回の事案ではその管理が甘く、業務の遅延が見過ごされてきたことが要因の１つです。そこで、早速係ごとに年間及び月次のスケジュールカレンダーを作成するとともに、担当者を明確にし、かつ、課内での情報共有を図りました。管理監督職はこのカレンダー等を基に業務の執行管理を行っております。

次に、３つ目は業務の見える化です。このことは前述の取り組みと重複する部分もありますが、各業務における手順書、いわゆるマニュアルの作成を行っています。なお、作成に当たり、事前に作成する方式ではなく業務のポイントを日記のように記録することで、その業務が終了した時点で手順書が完成する方式としました。このことは多くの職員が税務経験が浅いため、実際に経験した手順を記録したほうが作りやすく、理解しやすいと判断したものでございます。

最後に、４つ目は各種法令等の教育です。このことは日々業務の煩雑さゆえ、前年の業務をなぞることが多く、その本質を理解することなく業務が行われている実態が判明したからです。現在、各決裁においてはその根拠となる法令を添付するよう指導するとともに、それぞれの業務について積極的に外部の研修等に参加させています。

次に、２つ目の方針でございます。業務手順の見直しです。先ほども申し上げたとおり税務課の業務はほぼルーチンワークです。そのため、業務のフレームは前年踏襲の業務体系となっていることから、各業務の手順が常態化し、改善の思考が働きづらい環境でした。そこで、業務時間の短縮と正確性の向上を目的に情報システム係とも連携し、いま一度それぞれの業務手順を再確認するとともに、そのツールとしてＤＸ化が図れないか現在検討を重ねているところです。併せてアウトソーシングできる業務についても検討しており、今後の政策協議を経て少しでも次年度に向けて進めていきたいと考えています。

以上、具体的な対策を申し上げましたが、大切なことは、一つ一つ丁寧に推し進めるとともに、進捗管理の徹底です。税務課職員一人一人が共通の目標として認識し確実に取り組むことで、結果、市民からの信頼を得ることができるよう努力したいと考えております。

〔総務部長　谷尻孝之　着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監　高見友康　登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、公表基準についてお答えします。現在の市の公表基準は令和５年10月に策定しております。元々の基準は令和２年３月に策定されていましたが、その後の世論や社会情勢の変化を踏まえ、市民から不信感や隠蔽体質等の疑惑を持たれることがないようにすることを目的に見直しをしました。この見直しに当たっては他自治体の事例調査及び弁護士事務所への相談等を経て案を作成した後、係長から課長級までの142名を対象とした意見調査を行い、これを反映した改正案をさらに部長会議で議論して決定しております。

ここでは、事案発生の経緯・態様、影響期間の長短、金額の大小、被害者数、被害・影響の軽重、マスコミや市民が承知した場合の影響、犯罪捜査・裁判等への影響、被害者への特別な配慮、被害の回復・原状復帰の程度、示談等の成立、被害者の意向等について所管部局長等が「報道発表評価・判定シート」を作成の上、総合的に検討を行い、その結果を関係者を交えて議論し、最終的に市長協議を経て決定するというプロセスを遵守しております。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば事案等の発生形態では、故意か重過失あるいは軽過失か、被害や影響を受ける人数が10名以上、３人～10人、２人以下のいずれに当たるか、被害の原状回復が不可能なのか、見込みがあるのか、あるいは既に回復済みなのかなど、多岐にわたる基準での判定を行うこととしております。その上で、顧問弁護士に確認を行うほか、県や他自治体で同様の事案の対応についての問い合わせを行い、参考にすることもあります。

ただし、被害者が公表を希望しない場合、被害者が特定される恐れがある場合、ＤＶ、いじめ、障害者等被害者に特別な配慮が必要な場合や、犯罪捜査や裁判等に支障を来す場合は公表を控えるようにしております。

〔危機管理監　高見友康　着席〕

○11番（前川文博）

今２点について答弁いただきました。対策されていろいろとやっているということで、この先これが出てこないということが一番必要なことです。一番最初に基本の徹底という話がありました。私も以前いた職場では基本動作というものがあって、これをかなり叩き込まれて、これをやるのに多分２か月ぐらい仕事の流れの中でやらされたと。それで身についていくということもありますので、この基本の徹底というのは非常に重要だと思います。やっぱり人が少なくていろいろな業務を兼ねてしまう、流れでやってしまうというところでのミス、そしてそれをできないということを言えなかったのが今回の一番重要なところだと思いますので、それは部の中、またはその組織の中できちんと見ていただいて、今後こういったことが出てこないようにしていただきたいと思います。これについては再質問のしようがありませんので、これで終わります。

次に、２点目です。職員の働きやすい職場を目指してということです。中は６点ございます。職員の社会人採用者数と希望退職者数は。２点目、物価高騰による給与改定について。３点目、休暇制度の拡充は。４点目、会計年度任用職員の待遇改善は。５点目、各種委員の報酬や費用弁

償について。６点目、窓口受付時間の短縮による影響は。

今回８月５日の総合政策審議会で「終身雇用の時代は終わり、スキルアップやキャリアアップで転職をしていく時代。」というような発言がありました。現に今公務員も自治体間での再就職も盛んに行われていて、待遇や働きやすさ、休みやすさなど条件を見て自治体間での転職も多くなってきております。

そこで、１点目の職員の社会人採用者数と希望退職者数について伺います。飛騨市からほかの自治体への転職、反対にほかの自治体から飛騨市への転職など、数年前に就職氷河期時代の方々を救済するという制度ができて、30代、40代、それ以上の採用が増えてきました。その頃から公務員の社会人採用というのも増えてきて、補っているというような状況です。たしか昨日だったと思うんですが、松山市で中途採用、昨年は２名募集したら88名応募してきたと。今年は３名に対して96名ということで、非常に狭き門だということまで出ておりました。飛騨市の職員は、年齢構成のグラフを見ますと極端なひょうたん型といういびつな形まではいっておりませんけども、全国的な例からいきますと50歳前後が一番多く、40歳前半から30歳代が少なくなっているというところには大体当てはまってくるのかなと思います。そこで、令和５年度の社会人採用者数と希望退職者数がどれぐらいあったのかということをお伺いします。

２点目です。物価高騰による給与改定についてです。今いろいろな会社、企業で物価が高くなったということで給与アップをしないと無理じゃないかということで話が出ております。そこで、人事院からも国家公務員の給与についての勧告が出されました。内容は、月給を前年比で2.76％、１万1,183円の引き上げ。ボーナスも0.1月分の増額というものです。これは３年連続で約30年ぶりの高水準ということになっております。バブルがはじけてから給与の上昇がなかった時代が終わって、今上がってくるという状況になってまいりました。その中身は、初任給の大幅な引き上げが求められているというところで、大卒の総合職では２万9,300円増、約15％。大卒の一般職では２万3,800円増、約12％。高卒の一般職では２万1,400円増、約13％と過去最大の引き上げとなっております。平均で2.76％の増加ですので、どこかで調整されないとこの15％とか12％という数字が出てまいりません。調整されてほとんど昇給がない年代も出てくるのではないかと思われます。まだはっきり分からないと思いますけども、令和５年度を参考に、どのような給与改定が行われると予想されるのかお答えいただきたいと思います。

３点目、休暇制度の拡充についてです。最近は給与面よりも、時間から時間まで働き、定時で帰れて、休みはしっかり取れる職場を求めている傾向もあり、自治体間でも公務員の獲得合戦ではありませんが、よりよい福利厚生や働きやすい職場が必要だと考えます。飛騨市の休暇制度は充実しておりますが、内容は人事院から提示されている最低ラインのものが多いのではないかと思います。例えば民間のお盆休みに当たる夏季休暇は３日となっております。隣の高山市では夏季休暇という名目ではなく、リフレッシュ休暇として５日以内という定めになっておりまして、市長が定めるということで現在は３日と定めて運用がされている状況です。年次有給休暇の取得率向上も必要だと思いますが、夏季休暇などはほぼ100％取得というのが現状で、必ず取れという状況でされているのが現状ではないでしょうか。例えば、学校行事やＰＴＡ活動に対しての休暇など、飛騨市独自の休暇制度をつくり子育て世代が活動しやすい、そういったところに参加しやすい環境を休暇としてつくっていくことも考えていってもいいのではないかと思います。この辺

はどうでしょうか。

４点目、会計年度任用職員の待遇改善です。正規職員とは給与面から全てにおいて待遇が違います。休暇制度についても飛騨市はかなり優遇され、正規職員に近いような制度になってきていますが、100％同じとはなっていないのが現状です。会計年度任用職員を活用して正規職員の不足分を補っていたりするのであれば、給与面についても考えていかなくてはならないと思います。しかし、給与面では会計年度任用職員の制度上、昇給が頭打ちになるということがありどうしようもないと思われます。そこで、せめて福利厚生ですね、休暇などは正職員と同じ待遇となってもいいのではないかと思いますが、この辺はどうお考えでしょうか。

５点目、各種委員の報酬や費用弁償について。職員のことではありませんが、飛騨市がいろいろと委嘱している各種会議、会合の委員の方はかなりの人数おられます。岐阜県の最低賃金も1,000円を超え、1,001円となりました。総合政策審議会の委員からも報酬の見直しについて意見が出ております。現在の報酬は平成14年の合併協議会で決まった日額6,000円。４時間未満の場合は半額となっております。報酬であり、賃金ではありませんが、そこの表には勤務時間というふうに書かれております。この金額は20年たった今、妥当なものなのでしょうか。また、会議の場所も最近は古川町に固定されていて、開催地についての意見も出てきております。当然、移動に伴う交通費についても、費用弁償で１キロメートル当たり20円の支給がありますが、これも合併時に決めたもので、当時のガソリンが１リットル100円以下の時代に設定したものです。車の減価償却なども発生しますが、費用弁償についてはどのように考えておられますか。

６点目、窓口受付時間の短縮による影響です。職員の時間外勤務の抑制、働きやすい職場をつくるため、11月１日から朝30分、夕方45分の窓口の営業時間が短縮されます。その時間帯の利用者は約11％で、住民票などの証明書の発行はマイナンバーカードの利用でコンビニ交付や郵便局、Ｖドラッグで対応できるので影響は少ないとの説明でした。行政の窓口は証明書の発行だけではありません。国民健康保険や介護保険、国税にかかわらない市県民税の修正申告、水道の利用手続き、公共施設の利用申し込みなど多岐にわたりますが、証明書発行以外の住民サービスも含めて全ての窓口対応が午前９時から午後４時30分となるのでしょうか。以上６点お答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長　谷尻孝之　登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

職員の働きやすい職場づくりについて、６点まとめてお答え申し上げます。

まず、１点目の職員の社会人採用者数と希望退職者数については、市は将来の人手不足を想定して、国の就職氷河期世代への支援に先駆け、平成30年度から一般行政職の年齢制限を実質撤廃し採用試験を実施しております。以降、社会人経験者の受験者数は新卒枠の受験者数を上回る年度もありまして、社会人採用者数も増加傾向にあります。ご質問の令和５年度の社会人採用者数と希望退職者数ですが、一般行政職の採用者数12名のうち社会人枠での採用は８名で、年齢は20代１名、30代３名、40代４名となっております。また、退職者数は４名で、20代２名、30代２名です。

次に、２点目の物価高騰による給与改定についてですが、先月８日に人事院勧告が行われ、月

例給は採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げ改定、ボーナスは民間の支給状況に見合うよう4.5か月分からプラス0.1か月分を引き上げ、4.6か月分と勧告されました。勧告に合わせ新しい給料表が公開されましたので、それを基に計算した一般行政職の主なものになりますが、主事級、平均年齢23歳、前年比8.62％の増、約１万7,600円の増。主査・係長級、平均年齢42歳、前年比2.79％の増、金額は約7,900円の増。部長級、平均58歳、前年比1.29％の増、約5,300円の増という改定が行われる予定です。

３点目の休暇制度の拡充について。地方公務員法第24条では「給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準」が定められており、「国や他の地方公共団体の職員との権衡を失しないように適当に考慮が払われなければならない。」とされ、独自制度を設けることに制約があることから、市としては国に準じた取り扱いをしております。夏季休暇は国で３日としておりますので市でも３日としておりますが、国の制度改正を受け、今年度から取得できる期間を２か月延長し、６月から10月の間で３日間に改正しました。夏が繁忙期で取得しにくい部署においても、より取得しやすくなったと考えております。

一方、飛騨市は以前から県内の自治体の中でも年休の取得率が低いという実態がありまして、年休取得を督励してきたところでございますが、令和５年度からこれを強化し、年10日取得を目標にゴールデンウイークや年末年始など長期休暇に差し掛かる前に、部長会を通じて休暇の取得を呼びかけ、所属長には所属職員が休暇を取得しやすいよう配慮をお願いしてきました。その結果、令和５年度の一人当たり平均取得日数は11.4日で、令和３年度の7.9日、令和４年度の9.3日と比較すると伸びてきております。

また、子育て世代への支援としては、来年度からになりますが子の看護休暇の対象年齢が従来の就学前から小学校３年生まで引き上げられること、取得事由も負傷、疾病にかかった子の世話等に加え、学級閉鎖や入学式などの学校行事も対象となります。引き続き、現行の制度を最大限に活用しながら休暇の取得しやすい環境づくりに努めたいと考えます。

４点目の会計年度任用職員の待遇改善についてですが、そもそも会計年度任用職員制度はそれぞれの自治体によってばらつきがあった非正規職員の採用や待遇を適正化する目的で導入されました。よって、会計年度任用職員の待遇に関しましては、総務省が作成する事務処理マニュアルに沿って条例及び規則を定めており、国の基準と同等になっております。また、福利厚生制度については令和４年度より勤務時間など一定の条件を満たすパートタイム職員についても市町村職員共済組合に加入することとなったことから、正職員と同様のサービスが利用できることとなっております。しかし、人手不足が深刻化する中、待遇をよりよくし、働きやすい環境を整えることは重要なことだと考えております。市で実施できる働き方改革などを積極的に検討していきたいと考えております。

５点目の各種委員の報酬や費用弁償については、総合政策審議会での意見を受け、見直しに向けて検討を始めております。なお、費用弁償は職員の旅費条例の例によって支給しておりますが、基にしております「国家公務員等の旅費に関する法律」の大きな改正が本年５月に行われました。金額や運用方法などの詳細についてはまだ示されておりませんが、今後明らかになった段階でこれを踏まえて見直しに向けた検討を行ってまいります。

続いて、６点目の窓口受付時間の短縮による影響についての証明書発行以外の窓口対応時間のお尋ねですが、原則的には国民健康保険や介護保険に係るものや水道などの利用手続き、公共施設の申し込みのほか、職員への相談や書類の受け渡しなども含め、全ての窓口対応について午前９時から午後４時30分の時間内での来庁をお願いするものでございます。ただし、その時間帯以外にお越しになった場合でも、窓口対応職員による臨機応変な対応をしたいと考えております。市民の皆様には時間短縮開始となる11月までの間にホームページのほか区長回覧や同報無線、ケーブルテレビなどで周知を図り、ご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいります。

なお、窓口時間短縮は職員の働きやすい職場環境改善のためだけではなく、就業前後に確保できることとなった時間に日々の業務改善への気づきや振り返り、その対応への準備にもつながるものであり、さらなる市民サービスの向上につなげてまいります。

〔総務部長　谷尻孝之　着席〕

○11番（前川文博）

今６点回答をいただきました。昨年度は12名中８名が社会人採用ということで20代、30代、40代で40代が一番多いということでちょっとびっくりしたんですけども、飛騨市で働きたいという方に来ていただいてここで働いてもらうのが多分一番いいと思うんです。なぜ来たいのかというのは分かりませんけども、住みやすいのか、働きやすいのか、やりたい仕事があるのか、いろいろあると思います。新卒の募集とか応募が減ったのかどうかも分かりませんけども、今終身雇用が終わって好きなときに転職するという時代に入ってきたというところですので、こういった働き手を確保していただいて、いい飛騨市というか、飛騨市へ行って働きたいなと思うようなことをやっていただきたいなというのが今回の質問の趣旨です。

４名の方は辞められたということでどんな理由か分からないのであれですけど、でも飛騨市からほかの自治体へ行かれたという方、ほかの自治体の広報とかを見ると「きました」と出ています。そういったことで、移動された方もある程度は分かりますけども、ぜひ職員を大事にしていただきたいということをまず一番に思います。

それから２点目の給与改定ですけども、平均で2.6％、2.7％という話をさせていただきました。今年とか昨年もそうだったと思うんですけども、若いほうは１万円以上上がるけど、上のほうは1,000円、2,000円しか上がらないとなっております。私さっき就職氷河期という言葉を使わせていただきましたが、今この年代が40代半ばから50代、60歳そこそこの方も対象の年代になると思うんですけども、それぐらいの方というのは昔給料が安い時代になかなか給料が上がらないということがあって、我慢しながら来て、今はある程度給料をもらっているからもういいだろうみたいな雰囲気になってきて上がらないというのが現状だと思うんです。下のほうが今度２万円幾らか上がってくると、下の新卒の給料と、上に上がったときの給料の差、例えば20万円で新卒採用の給料があるけども、30年いたところで給料は30何万円なのかということになっていくと思うんです。そうすると、今度は入ってもなかなか上がらないということも出てくるので、これは本当に自主財源がいっぱいあって、地方交付税をもらわなければ独自の給料表を作って幾らでも好きなことができるというのは分かりますけど、今はそれができないので国の基準ということでやられていて、給料表がかまえないのも分かっています。ですから、この辺のフォロー的なことで中堅以上の方の退職をなくしていくような方策を考えてもっていってもらいたいなと思います。

それから今度は３点目の休暇の話です。有給のほうで取得してほしいというのは分かります。今それが11.4日ということで目標の10日を超えたということになっております。これは民間企業、飛騨市でも36協定の関係しているところでは最低５日間は１日単位で年休を取れというのが労働基準法にありますので、もっとここを増やしていただいて休みやすい職場というのも必要になっていくと思います。今、愛知県が週休３日ということをやると言われまして、中身が要は１日分の７時間半なり８時間をどこかほかの日で働いて週３日休んでくださいと。給料は変わりませんということをやろうと今表明されているんですが、こういった時間を変えて働くということを飛騨市で考えるということはありますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今、週休３日という制度がちらほらと聞こえてきているんですけど、飛騨市としては特段そこについては今のところ考えておりません。やはり職場そのものの性質もありまして、３日休めるところと休めないところもありますので、そういったことも踏まえていかなければいけないということと、今ほど議員おっしゃったとおり7.75時間の部分をどこかに振らなければいけないということですので、総時間数が減るわけでないということ。一方で、最近よく職員にお願いしているのは、例えば前の日に会議が夜２時間あって、そういったものを次の日の朝に２時間を振り替えて、その部分はスタートが８時半ですけど、10時半スタートにするとか。一方で例えば今夜２時間会議があるから、15時半に１回自宅に帰るとか。そういった中で１週間くらいの間で時間をフレキシブルに動かせるような体制を取っておりますので、そういったものをどんどん利活用してもらいながら時間外勤務を減らしていただくとか、そういった形で運用はしているところでございます。

〇11番（前川文博）

フレックスタイムですよね。分からないですけど、多分愛知県も時間外を結構やられると思うんです。そうすると結局毎日２時間、３時間の時間外をするなら、その分やって１日休んでくださいよと。時間外勤務を払うのも減るのではないかということもあるかもしれませんので、そういったことも考えていただきたいなと思います。

４点目の会計年度任用職員につきましては、明後日、籠山議員がやられますので、そこでしっかりとやっていただくということを期待しながらこれは飛ばします。

５点目の費用弁償ですけど、今２点目、３点目で国、人事院勧告に準じてという話がありました。旅費条例も今見直しがあるということなんですけど、これは国家公務員のほうでは１キロメートル37円で決まっているんですけど、飛騨市が合併したときに20円下げてしまったんですが、理由は分からないですよね。その頃のことは。（谷尻部長うなずく。）ではいいです。次に来たら国家公務員のほう、人事院勧告にならうようにほかのことをやっているならそういうふうにしていただきたいなと思います。

それから６点目、窓口は原則全て９時から16時30分の運用になるという話でした。これは臨機応変にやられるということでいいんですけど、この建物の開庁時間は８時半から17時15分というのは変更なしですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

建物の開庁時間については、変更はございません。

○11番（前川文博）

分かりました。市民の利便性を損なうことのないようにだけはしていただきたいと思いますので、その点はしっかりお願いしたいと思います。

それでは３点目に入ります。林道の修繕についてということで２点伺います。１点目、併用林道における維持管理は明確化されているのか。２点目、飛騨市の管理する林道の修繕状況です。

以前から飛騨市は林道の修繕や維持補修については消極的だと思います。これは県内のどこの自治体でも同じ状況ではありますが、先般６月議会の一般質問では花粉症対策の事業のことを質問し、今後その事業も進めていく必要性があることが分かりましたし、そのような話もありました。森林を管理していくには、飛騨市の市道、林道、森林作業路、森林管理路など道の種別は多くあります。基本的に飛騨市道と林道以外は作業が終了し、数年後には山に戻す、山に帰すことを前提に造られた簡易作業路です。最近では林業専用道という規格の路線もあり、自治体などが開設すると林道に近い管理が必要であり、事業者が開設すると林業専用道規格相当として森林作業路に近い管理となります。

そこで１点目です。併用林道における維持管理は明確化されているのかということです。飛騨市には、飛騨市単独で管理する林道と共有で管理する併用林道があります。当然、管理者は決まっていて、そこの担当で修繕して通行可能にしていくべき協定であり、道であります。しかし、ソンボ谷林道は長年通行ができない状況です。途中に北陸電力の発電用の取水口がありますが、そこまでは多分北陸電力のほうで通行できるように自前で補修してあるのではないかと思われますが、その先は通行できない状況です。そこの橋が数年前に壊れましたので、橋については修繕されておりますが、現在通れない状況です。ここは併用林道となっておりますが、修繕についての責任はどこにあるのでしょうか。

２点目、飛騨市の管理する林道の修繕状況です。神岡町内でぱっと思いつく大きい林道は、切雲、ソンボ、天蓋山などとなりますが、ほかにも数多くあります。過去に飛騨市の市有林の管理について質問いたしました。「財産の管理に関わる部分で位置や境界など把握できているのか。」と聞きました。そのときには「今後調査を行うなど、適正な管理に努める。」というような答弁があったと記憶をしております。そこを考えると、林道の先にある市の土地についてはどのような管理がされているのか心配です。どのような基準で林道の修繕を行っているのでしょうか。また、市有林の管理はしっかり行われているのでしょうか。先ほども言いましたが、６月議会では花粉症対策の事業のことを質問いたしました。今後そういった対策もしていかなくてはなりません。森林環境譲与税などを活用して林道を修繕していくということも考えないといけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長　森英樹　登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは１点目の併用林道における維持管理責任の明確化についてお答えします。市内の市道や林道において国有林に接続する路線は、林野庁森林管理署においても国有林内の森林施業を行うために必要な路線であることから、道路の維持管理については併用林道として両者で協定を締結しております。飛騨市の併用林道は市道13路線、林道３路線の合計16路線で、延長は約45キロメートルとなっており、路線ごとに利用区域面積の割合により基本となる負担割合を定め、必要に応じて負担割合を協議しながら維持管理を行っております。

お尋ねのソンボ谷林道につきましては、市道ソンボ線として併用林道協定を締結し、その負担割合は市が40％、森林管理署が60％となっております。当路線は平成28年に大きな災害を受けた際、北陸電力の管理施設の復旧が急務であったことから、両者協議の上、市が災害復旧工事を実施しました。その復旧箇所より上流部についても現在被災を受けており、通行できない状態となっておりますが、道路の主な利用者である森林管理署へ協定に基づく復旧の負担を求めておりますが、具体的な回答がなく現在に至っております。先日も森林管理署と協議を行いましたが、森林施業の予定がないため路線の整備費を確保することは難しいとのことでした。今後も早期復旧に向けて両者が協力して工事が進められるよう、協議を継続してまいります。

次に２点目の市が管理する林道の修繕状況についてお答えいたします。市が管理する林道は全体で295キロメートル、115路線ありますが、この内、峰越の林道など主要幹線林道については２か月に１回の定期パトロールに加え、豪雨時には臨時パトロールを行い、必要に応じて修繕等の維持管理を行っております。森林施業の目的のみで整備した行き止まりの林道につきましては、区長や地域住民からの通報により現地を確認し、維持管理を行っております。市有林の管理につきましては、所管する農林部において林道に隣接する森林を優先的に施業を行っております。市有林の計画的な施業を行うために必要な林道につきましては、今後も農林部と連携を図りながら、森林環境譲与税などの活用の検討も含め適正に維持管理に努めてまいります。

〔基盤整備部長　森英樹　着席〕

○11番（前川文博）

それではちょっとお伺いいたします。峰越の林道については２か月に１回パトロールをして修繕をしているという話で、行き止まりの林道は地元から通報があった場合には維持管理しているという話ですが、これは連絡をすれば修繕をやっていただけるということでいいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

行き止まりの林道につきましては目的が森林管理ということですので、しっかり森林管理をするために必要な修繕については当然市のほうでやっていきたいと思っておりますが、状況を勘案しながらその都度判断していきたいと思っております。

○11番（前川文博）

そうしますと、市有林の管理があれば林道を直すということ言われましたけど、施業を行うために必要な林道については直していくような話でしたよね。山の仕事をするということであれば直すこともできるという認識でいいのでしょうか。何もないときに、ここが壊れているので直し

てくださいということも話をしたら対応してもらえるのか、その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それも状況に応じてだと思うんですけども、例えば木が倒れて木の除却をしてほしいとか、道路が完全に抜けて災害の復旧をしてほしいとか、軽微なものから大きなものまであると思います。林道の復旧が市によってしっかりやるべきものであるのか。やるべきものであれば市で対応していきたいと思いますし、地元のほうに重機の借上料を支払って地元で対応するという場合は、その借上料を市が負担するという場合もあると思います。市が砕石等の材料支給をして地元で施工されるという場合もあると思いますので、その状況に応じてできる対応をしていきたいと思っております。

○11番（前川文博）

１点目の併用林道ですけども、森林管理署のほうで負担割合６割、山の施業がないので出せないから修繕が進まないという話でしたが、これはほかのところも割合分を出していただけないと、この先はもう見込みがないという考えでよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

併用林道の管理者はあくまでも市でありまして、したがって、市が道路を良好な状態に保つ責任というのはあると考えております。一方、こうした併用林道というのは協定を締結してそれぞれ負担割合を決めておりますので、やはり公費で工事を行う以上は、その費用負担に基づいて事業を実施していくというのが原則だと思っておりますので、こうした協議をずっと継続しながら進めていくというのが基本的なスタンスかなと思っております。

○11番（前川文博）

もう１点お伺いいたします。林道ですけども、先週台風で大雨が降るという話が全国的にあって、洞～数河線を走られた方が、前に関係者の方が草刈りをしていたんだけど、草が多くて路面を洗っているところを走ったらなかなか路盤が見えなくて、穴にはまったときに鋭い石が出てきてパンクしたという事例があって、下まで２時間半かけて歩いて行ったという78歳の方がいらっしゃいます。こういったときに市の管理の道というのは保険で対応したりとかいろいろありますが、林道についてはアスファルトが敷いてある市道の舗装と同じような感覚でよろしいですか。または、別の対応なのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

一般道路と違って、林道というのは舗装も未舗装の部分も多いし、のり面もしっかり対応していない部分もありますので、十分注意して通行してくださいという注意喚起の看板を林道の入り口に設置しております。こうした状況をしっかり理解した上で通行していただいているというふうに思っておりますので、こういった路面の不具合によってタイヤがパンクして損傷されたとい

うような事案であれば、これは管理者の責任というのは特にないものというふうに考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。普通の舗装したところは違うということで確認をさせていただきました。

それでは、最後の４点目、通学路の安全確保についてに入らせていただきます。１つ目です。ＰＴＡからの要望は対応済みかということ。２点目、冬季の除雪体制についてお伺いをいたします。

私も子供が小中学校から卒業して10年近く遠ざかっている状況となっております。当時はＰＴＡとして通学路の安全対策など、学校を通じて要望してきた記憶があります。今現在も同じ方式で要望などの意見があがってきていると思います。今年の春、神岡町の旧飛騨神岡駅の駅舎からホームまでの階段からコンクリート片が落下していたということがあり、そこは通学路でもあり、集合場所ともなるところでした。町内会からの緊急の要望として振興事務所のほうに話が行き、現在はネットなどで対応されて安全が確保されております。

そこで１点目、ＰＴＡなどからの要望は対応済みかということですが、ＰＴＡの調査や地域の要望から危険箇所や改良箇所などの要望が毎年あがっています。そういった要望などのことは教育委員会まであがっていると思いますが、きちんと対応されているのか、その実績についてお伺いいたします。

２点目、冬季の除雪体制です。上今から富士ヶ丘における通学路、以前にも鉄板に穴が空いたということで対応されました。これまでは付近の方の善意で積雪時には除雪がされておりましたが、高齢化、過疎化に伴い、それも今できない状況です。除雪がされないと遠回りになるということになりますが、低学年の児童もいますので、この先何らかの対策は考えているのかをお伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　大庭久幸　登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私のほうからは、１つ目のＰＴＡからの要望の対応についてお答えいたします。各小中学校からのＰＴＡ要望は、毎年、飛騨市ＰＴＡ連合会が取りまとめ、教育委員会に提出されます。これらの要望を「飛騨市通学路安全推進会議」に諮り、対応を進めているところでございます。この通学路安全推進会議には国土交通省高山工事事務所、岐阜県古川土木事務所、飛騨警察署、飛騨市役所担当課、ＰＴＡ関係者などが出席しておりまして、一つ一つの要望について緊急度の高さや対応策の難易度を検討し、どの機関がどんな対応を行うかを決定いたします。今年度は７つの校区から30項目の要望が出されまして、８月末の会議にてそれらについて検討をいたしました。

実績でございますが、令和５年度の対応については、対応済みのものが９件、対応予定が14件、対応を検討中が５件、継続対応が４件となっております。対応したものの例でございますが、例えば飛騨神岡高校周辺の市道小萱線を通行する自動車が速度を出しすぎることへの対策について、これまでに看板の設置と区画線の引き直しを実施していただきました。一方で、法令等により対策の実施が困難なものもございました。

教育委員会といたしましては、引き続き関係機関と連携し、児童生徒たちが安心して登下校ができる通学路の環境改善に向けて努めてまいります。

〔教育委員会事務局長　大庭久幸　着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長　森英樹　登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、２点目の冬季の除雪体制についてお答えします。道路除雪は市が管理する道路を定期除雪路線と不定期除雪路線に分け、機械除雪が可能な路線を除雪委託業者と契約を実施しております。機械除雪が困難な幅員の狭い道路につきましては、消融雪設備や地域住民のボランティアによる除雪にて対応をしております。

議員お尋ねの上今から富士ヶ丘へ上がる階段については、通学路ではありますが道路施設の位置づけはなく、構造も鉄製の階段であることから機械除雪での対応は困難な状況です。また、道路除雪サポーター制度はサポーター登録された方が所有する除雪機械による除雪に対し燃料費を補助する制度であり、人力作業を支援する制度とはなっておりません。

通学路を指定する学校側の見解としましては、鉄製の階段は冬季は凍結する危険性があるため、除雪の有無にかかわらず安全性を最優先に考え、迂回する対応を取っており、迂回距離も200メートル程度で児童の負担もそれほど大きくないと伺っております。当該箇所につきましては、地域等から要望は受けておりませんが、今後冬期の迂回について地元のご意見を伺いながら、必要に応じて学校やＰＴＡ、教育委員会と連携し対応方法について検討してまいります。

〔基盤整備部長　森英樹　着席〕

○11番（前川文博）

あの階段は市道になってないということを私も知りまして、そこが通学路になって通れるのでいいんですけども、以前もそこが鉄板に穴が空いて危ないのでということで振興事務所で修繕したということがありました。この先また熊が出てきたりということで通学路の安全確保について教育委員会は大変になると思いますけども、小学生、中学生の安全を守っていただいてやっていただきたいと思います。以上で終わります。

〔11番　前川文博　着席〕